

## 母子・父子家庭などのための給付と助成

問 福祉支援課 地域福祉班  
☎(内線)3353

母子・父子家庭等  
福祉手当

6月30日(木)までに、担当の民生委員児童委員を通して申請手続きをしてください。

## ●対象 次の条件を全て満たす方

- 配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない
- 義務教育修了前(中学校卒業前)の児童・生徒と同居し扶養している
- 4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している
- 所得が一定限度額以下

※内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。  
※父母に代わり児童を養育している祖父または祖母も対象となります。

## ●給付額

1世帯当たり年額1万円。扶養する児童が2人以上いる場合、2人目以降は5千円ずつ加算されます。

## 母子・父子家庭生活援助費

義務教育修了前の児童・生徒と同居かつ養育している方が、あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスを利用した場合に、利用料金を助成します。

## ●助成額

1時間当たり700円  
(1カ月当たり20時間、1万4千円が上限)

## ●申請方法

利用を受けた月の翌月末までに、生活援助費助成請求書により請求してください。

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の  
固定資産税を減額します

問 税務課 資産税班  
☎(内線)3278

改修工事(耐震・バリアフリー・省エネ)を行った住宅が、それぞれの要件を全て満たす場合、翌年度の固定資産税を減額します。申告をお考えの方は、必ず事前にお問い合わせください。

## ●申請期限 令和5年3月31日(金)

## 耐震改修工事

居住部分(1戸当たり120㎡分まで)にかかる固定資産税の2分の1(認定長期優良住宅の場合は3分の2)を減額します。

- ◆令和4年1月1日~12月31日に改修工事が行われたこと
- ◆現行の耐震基準に適合した改修工事であること
- ◆昭和57年1月1日以前に完成していた住宅であること
- ◆自己負担額が50万円を超えること

## バリアフリー改修工事

居住部分(1戸当たり100㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します。

- ◆改修工事の完了時点で、新築日から10年以上経過していること
- ◆次のいずれかの方が居住していること
  - 65歳以上の方
  - 要介護認定または要支援認定を受けている方
  - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持つ方
- ◆令和4年1月1日~12月31日に次のいずれかの改修工事が行われたこと
  - 廊下の拡幅
  - 手すりの取り付け
  - 床表面の滑り止め
  - 床の段差の解消
  - 浴室の改良
  - 便所の改良
  - 引き戸への取り換え
  - 階段の勾配の緩和
- ◆改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下であること(賃貸部分を除く)
- ◆自己負担額が50万円を超えること

省エネ改修(熱損失防止)  
工事

居住部分(1戸当たり120㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1(認定長期優良住宅の場合は3分の2)を減額します。

- ◆平成26年4月1日以前に完成していた住宅であること

- ◆令和4年1月1日~12月31日に次のいずれかの改修工事が行われたこと
  - 窓の断熱改修工事(二重サッシ化など)
  - 窓の断熱改修工事と併せて行った床や壁、天井の断熱改修工事
- ◆改修工事により改修した箇所が、現行の省エネ基準に適合すること
- ◆改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下であること(賃貸部分を除く)
- ◆自己負担額が60万円を超える(断熱改修に係る工事費が60万円超、または断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超の場合)

## スポーツ・文化全国大会等出場奨励金を交付します

問 スポーツ・文化振興課  
☎(内線)3633

町民皆さんによるスポーツ・文化の振興を支援するため、全国大会や国際大会に出場する個人や団体に出場経費の一部を助成しています。助成は同一個人・団体に対して、全国大会、国際大会それぞれ年1回です。

## ●対象 町内在住の個人または町内に所在する団体。ただし、団体に所属する方でも町外在住者は対象外です。

## ●申請方法 申請書に、大会要項や大会派遣依頼書などの出場を証明できる書類、予選会の要項・結果を添付し、大会のおおむね3週間前までにスポーツ・文化振興課へ。

## 高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 1年券の購入費を一部助成します

問 高齢介護課 長寿いきがい班  
☎(内線)3338

### ● 対 象

年度内に70歳以上になる、令和4年1月1日以前から町内にお住まいの、町税を完納している方

### ● 対象の「かなちゃん手形」

券 種	神奈中での販売予定期間	有効期間
1年券	6月21日～8月31日	購入日～令和5年6月30日
	9月10日～11月30日	購入日～令和5年9月30日

### ● 助 成 額

購入費1万8000円のうち5,400円を助成

### ● 申 請

11月30日(水)までに、高齢介護課で申請手続きをしてください。

80歳以上の方は、この「かなちゃん手形購入助成」もしくは「高齢者タクシー助成」とどちらかが選択できます。

### 出張販売を行います

神奈川中央交通が出張販売を行います。申請を事前に行った方のみが対象となります。助成の申請と手形販売を同時には行いませんので、ご注意ください。

日 6月27日(月)・29日(水)・30日(木)  
午前9時30分～午後3時

所 文化会館3階大会議室(正面入口側)

物 自己負担金5,400円、1年以内に撮影した顔写真1枚(運転免許証サイズで、2.5cm四方の枠内に顔が収まっているもの)、年齢が分かる書類(健康保険証など)、助成券

他 必ず対象者ご本人がお越しく下さい。販売日時は指定制です。

## 長寿夫妻へ、お祝いの品をお贈りします

問 高齢介護課 長寿いきがい班  
☎(内線)3338

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、お祝いの品(フラワーアレンジメント)をお贈りします。

### ● 対 象

令和4年9月15日現在で、この日の6カ月以前から引き続き町に住民登録されている、次に該当する方  
結婚後50年を迎えたご夫妻 昭和46年9月16日～昭和47年9月15日に結婚したご夫妻  
結婚後60年を迎えたご夫妻 昭和36年9月16日～昭和37年9月15日に結婚したご夫妻  
結婚後50年、60年を経過し、まだお祝いの品を受けていないご夫妻 ※入籍日からの経過年数となります。

### ● 申請方法

- 次のものでお持ちの上、高齢介護課へ。
- 申請書(高齢介護課にあります)
- 戸籍謄本など、結婚の日が確認できる書類(町内に本籍がある方は不要ですが、申請の際に、職員が個人情報を確認することについての同意をいただきます)

### ● 申請期限

7月29日(金)

### ● 贈呈時期

敬老月間の9月中を予定



## 3年ぶり！小学生が稚アユ放流体験

自然を愛する心と中津川への美化意識を子どもたちに持ってもらうため、6月1日のアユ釣り解禁を前に、田代小学校と半原小学校の児童たちが、中津川で稚アユの放流を行いました。放流は中津川漁業協同組合(木藤照雄代表理事組合長)の協力により毎年実施していますが、一昨年、昨年はコロナ禍のため中止しており3年ぶりの実施。参加した児童たちは、「大きくなってね」「いってらっしゃい」と声を掛けながら約2,000匹の稚アユを放流しました。



拡充!

## 「空き家取得費補助金」制度を拡充しました

問 環境課 環境対策班  
☎(内線)3512

空き家バンクに登録された空き家を取得し、愛川町に定住しようとする方に対して、取得費用の一部を補助します。令和4年度から新たに、加算条件に「婚姻後3年以内の夫婦」を加え、全ての条件を満たした場合、最大70万円の補助を受けることができます。

### ●対象住宅

愛川町空き家バンクに登録された空き家

### ●対象者

次の要件を全て満たす方

- 購入した空き家に入居し、転入または転居の届け出を行った
  - 10年以上定住する見込みである旨の誓約書を提出した
- ※上記のほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ●補助金額

基本額30万円+加算額最大40万円

加算条件(各条件ごとに10万円加算)

- 1年以上空き家バンクに登録されている物件を取得した場合
- 1年以上町外に住んでいる方が直接転入する場合
- 空き家取得時の世帯主の年齢が50歳以下の場合
- 婚姻後3年以内の夫婦 **◀NEW!**

### ●申請

本町に転入・転居した日の翌日から起算して90日以内に環境課へ

新規事業!

## 空き家総合相談窓口

町では、役場本庁舎4階の環境課に「空き家総合相談窓口」を設置しています。

「空き家を持っているけど、どこに相談していいかわからない」「有効に活用したいけど、どのような方法があるの」など、お気軽にご相談ください。



拡充!

## 「耐震診断・耐震改修工事補助金」制度を拡充しました

問 都市施設課 都市計画班  
☎(内線)3443

地震に強い安全なまちづくりのため、現在の耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震診断や耐震改修工事のほか、危険ブロック塀の撤去や生け垣、フェンスに建て替える費用の一部を助成します。

本年度から、耐震診断の補助上限額を増額しました。また耐震改修の際に設計、工事、監理と段階に応じた補助を受けられるなど、より使いやすい制度へと拡充しました。

この助成は、全体の助成上限額に達した時点で受け付けを締め切りますので、ご注意ください。

### 耐震診断、耐震改修工事

#### ●対象 次の条件を全て満たす住宅

- 自己所有で自ら居住する住宅や、店舗・事務所などの併用住宅  
※賃貸住宅、貸店舗(併用住宅を含む)は対象外。「愛川町空き家バンク事業」の物件は、この要件に限らず補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。
- 昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(在来工法に限る)  
※昭和56年6月1日以降に延べ床面積の2分の1を超える増改築を行った住宅は対象外。
- 耐震診断、設計および監理への補助は、町に登録された耐震診断技術者が行ったものであること。
- 耐震改修工事への補助は、耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満となった住宅の工事であること。

#### ●補助金額 費用の2分の1(上限あり)

耐震診断(一般診断)	上限 5万円
耐震改修設計	上限 7万円
耐震改修工事	上限 50万円
耐震改修監理	上限 4万円



### 申請方法(共通)

建築時に建築確認を受けた書類・図面など、建築時期が分かるものをお持ちの上、都市施設課へ。これらの書類が見つからない場合でも、お気軽にご相談ください。

### 危険ブロック塀

#### ●対象

次の条件を全て満たすブロック塀

- 道路に面し、道路面からの高さが1メートル以上の、コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材で造られた塀、門柱。
- 町が定めるブロック塀点検票により「危険ブロック塀等」と認定された。

#### ●補助金額 費用の2分の1(上限あり)

撤去のみ	上限 10万円
撤去およびフェンスなどの設置	上限 20万円